資料５

令和８年度　強度行動障害施策推進事業について

１　事業目的

強度行動障害の状態にある方とその御家族が地域で安心して暮らしていくため、市町村を核として複数の事業所や関係機関が連携して支援する体制を整備し、地域の支援力を強化する。

（１）強度行動障害支援事業所調査による支援ニーズと課題の把握や、県医療療育総合センター（発達障害者支援センター）の専門性を活かした強度行動障害の伴走型支援等を行うとともに、（２）強度行動障害の状態にある方の支援に必要な環境を整えるための費用補助を行う。

２　事業内容

（１）推進事業

ア　強度行動障害支援事業所調査

（ア）　目的

・　強度行動障害の状態にある方を受け入れている障害福祉サービス事業所等の支援ニーズを把握し、課題を整理する。

・　地域における支援体制の整備及び支援者間のネットワーク構築のための施策・計画の基礎資料とし、地域の支援力向上を図ることを目的とする。

（イ）　調査時点

令和８年４月１日時点

（ウ）　調査対象

愛知県内の障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

※政令市（名古屋市）を除く

（エ）　調査方法

県から事業所へ調査票等を配布し、県へ WEB 回答する。

（オ）　調査時期

令和8年6月～7月

イ　伴走型コンサルテーション事業

（ア）　目的

・　強度行動障害の状態にある方への支援に困難さを抱える事業所が主体となり、支援に深い知識と経験のあるアドバイザー及び発達障害者地域支援マネジャー（以下「アドバイザー等」という。）と協働して強度行動障害への適切な支援を実践する。

・　市町村を中心とした地域の関係機関の連携･情報共有環境の整備を目指す。

（イ）　対象

・　行動関連項目１５点以上かつ区分５以上の成人、又は強度行動障害判定基準表２０点以上の子どもが在籍しており、その方への支援にお困りの事業所（障害者支援施設、生活介護事業所、共同生活援助、放課後等デイサービス事業所等）及びこのような方を今後受け入れる予定のある事業所

（ウ）　実施内容

・　事業所にアドバイザー等を継続的に派遣する。事業所とアドバイザー等は協働して対象児者への支援方法の検討、実践、評価、見直しを繰り返す。（回数は 12 回程度を想定、頻度については状況によって変動）

（エ）　アドバイザー等

民間のアドバイザー　６名、県医療療育総合センター療育支援センター　１名

（オ）　申込先

市町村の強度行動障害担当窓口

ウ　支援力強化事業

（ア）　支援者定例会議

(a) 目的

・　伴走型コンサルテーション事業における助言指導の内容と進捗状況の報告、適切な支援方法の協議、課題解決に向けた体制整備等の協議を行う。

（イ）　市町村・事業所研修

(a) 目的

・　市町村や事業所の職員に対する研修を通じて、対応の質の向上を図る。

・　市町村を核として関係機関が連携した相談支援体制の整備の必要性や関係機関が果たすべき役割について、理解の促進を図る。

(b) 対象

・　市町村の強度行動障害担当窓口職員

・　強度行動障害の状態にある方を受け入れている障害福祉サービス事業所並びに今後の受け入れを検討している事業所等

（ウ）　支援策報告・講演

(a) 目的

・　伴走型コンサルテーションを受けた事業所からの報告会を開催し、地域の好事例の横展開や、支援者間のネットワーク構築を図る。

(b) 開催時期

令和９年１月～３月中

（エ）　強度行動障害実地研修（新規）

(a) 目的

・　強度行動障害支援の好事例とされる事業所を訪れ、必要な知識や技術を学ぶ実地研修を実施し、適切な支援を行う事業所の拡大を図る。

(b) 開催時期

令和８年６月～７月

（２）受入環境整備費補助金（新規）

ア　目的

・　障害福祉サービス事業所が強度行動障害の状態にある方の受け入れに必要な環境整備を行う経費の一部を補助する。

イ　対象事業所

県内の障害福祉サービス事業所（名古屋市を除く）

ウ　対象経費

適切な支援を実施するために必要な改修工事及び設備備品等

【例：壁・パーテーションの設置、壁材の変更、床材の変更、ドアの変更】